

小型移動式クレーン運転技能講習会開催のご案内

【栃基登第 186 号】栃木労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の小型移動式クレーンについては、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

当林災防では、栃木労働局長の登録教習機関として、労働安全衛生法施行令第 20 条第 7 号で定める業務、小型移動式クレーン運転技能講習を実施いたしますので、当該者を受講させて有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

※注意 小型移動式クレーン運転技能講習修了者であっても、玉掛け技能有資格者でなければ、単独で玉掛け業務を含む小型移動式クレーンの運転業務に従事できませんので、玉掛け技能資格を取得することが必要です。

※今回の講習は、全科目受講者及び一部免除受講者（区分 1）のみ対象として行います。

記

- 1. 日 時**
〔学 科〕令和 8 年 9 月 2 8 日（月）9：00～17：00（受付 8：50）
〔学 科〕令和 8 年 9 月 2 9 日（火）9：00～17：00（受付 8：50）
〔実 技〕令和 8 年 9 月 3 0 日（水）8：00～17：00（受付 7：50）
- 2. 場 所**
学科会場 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
実技会場 栃木県木協連木材流通センター（宇都宮市新里町丁 277-1 ☎028-652-2153）
- 3. 受講料等**
全科目受講者 4 8, 8 4 0 円 内訳 受講料¥47,300・教材¥1,540（消費税を含む）
一部科目免除 4 3, 7 4 0 円 内訳 受講料¥42,200・教材¥1,540（消費税を含む）**免除条件 裏面参照**
〔登録番号（インボイス）T2010405001854〕 10%税率対象
- 4. 申込締切** 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）定員 2 0 名（締切日前でも定員に達すると受付を締め切りますので、お早めにお申込み下さい。また、受講定員に満たない場合には中止になることもありますので予めご了承ください。）
- 5. 申 込 先** 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部 〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277 番地 1 栃木県木協連内
☎0 2 8 - 6 5 2 - 2 1 5 3 受講料を添えてお申し込み下さい。
〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部
- 6. 講習内容** 法令に定められた科目（裏面参照）
- 7. 携 行 品** 受講票・筆記用具・（実技使用：ヘルメット・革手袋）
- 8. 特 記** 受講者の本人確認をしますので、自動車運転免許証、パスポート又はマイナンバーカード等、写真付きの写しを添付して下さい。
- 9. そ の 他**
 - 一度払い込んだ受講料はお返しできませんのでご了承下さい。但しテキスト料金はお返しします。
 - 写真(ﾀﾞｲ3.0cm×ｺﾞｺ2.4cm)1枚を申込書の指定された場所に貼付けして下さい。
 - 受講申込書の受講者氏名には必ず**本人の捺印**をして下さい。
 - 受講票に記載してある各事項を確認のうえ受講して下さい。
 - 2日目の学科講習終了後に筆記試験、3日目の実技講習終了後、実技試験がそれぞれあります。

小型移動式クレーン運転技能講習時間割

1. 学科講習

講 習 科 目	範 囲	講 習 時 間
小型移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能取扱方法	6 時間
小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	内燃機関 油圧駆動装置 感電による危険性	3 時間
小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	3 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間
学科試験		1 時間

2. 実技講習

講 習 科 目	範 囲	講 習 時 間
小型移動式クレーンの運転	基本操作 重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 定位置への荷の卸し	6 時間
小型移動式クレーンの運転のための合図	荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図	1 時間
実技試験		1 時間

(講習科目の受講の一部免除)

区分	受講の免除を受けることができる者	講 習 科 目
1	①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 18 年厚生労働省令第 1 号) 第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全規則第 223 条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 ④旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のための合図

(講習科目の免除条件別講習時間)

区分	免除の条件	学科時間	実技時間	合計時間
A	免除を受けられない者	13 時間	7 時間	20 時間
B	免除を受けられる者 (前記の 1 該当者)	10 時間	6 時間	16 時間

林業・木材製造業労働災害防止協会
栃木県支部長 殿
小型移動式クレーン運転技能講習
受講申込書

のり
 写真
 縦30mm横24mm
 6か月以内に撮影した写真を1枚貼付すること。

受講者に関する事項	ふりがな			昭和 平成	年	月	日生
	氏名	⑩					
	併記を希望する場合の旧姓又は通称(要確認書類)						
	住所	〒		TEL ()			
	勤務先			TEL ()			
勤務先所在地	〒						
一部科目免除の資格に関する事項	区分		確認欄				
	裏面表1に該当する者 【16時間コース】	免許又は修了証確認 昭和・平成・令和	年	月	日	確認印〔	〕
	裏面表2に該当する者 【17時間コース】	免許又は修了証確認 昭和・平成・令和	年	月	日	確認印〔	〕
	裏面表3に該当する者【19時間コース】 裏面表3の者の経験証明 上記の者は、労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上の従事したことを証明します。 種類・型式等：〔 〕 吊上荷重〔 トン〕 期 間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日(年 月) 令和 年 月 日 事業場名 事業者職氏名 ⑩						
	裏面表4に該当する者【13時間コース】 裏面表4の者の経験証明 上記の者は、鉱山において、つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、下記の通り従事したことを証明します。 種類・型式等：〔 〕 吊上荷重〔 トン〕 期 間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日(年 月) 令和 年 月 日 事業場名 事業者職氏名 ⑩						
注：一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面(コピー等)を添付のこと。							
講習に関する事項	受講希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日					
	受講コース	※ア 13時間コース イ 16時間コース ウ 17時間コース エ 20時間コース					
	講習期間	※令和 年 月 日～令和 年 月 日【学科 時間・実技 時間】					
	修了年月日	※令和 年 月 日					
	修了証	※第 号 交付年月日 令和 年 月 日					
実施管理者確認欄		※実施管理者名 ⑩					

(注) ※以外の欄は申込者において全部記載すること。
 科目免除関係に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。
 郵便番号は必ず記入して下さい。

《個人情報について》
 ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》
 旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。
 【尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。】